

佐賀県公安委員会事務決裁等規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 6月13日

佐賀県公安委員会委員長 溝 上 泰 弘

佐賀県公安委員会規則第7号

佐賀県公安委員会事務決裁等規則の一部を改正する規則

佐賀県公安委員会事務決裁等規則（平成15年佐賀県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
別表第1（第3条関係）			別表第1（第3条関係）		
事務の種類	根拠規定	決裁事項	事務の種類	根拠規定	決裁事項
略			略		
ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）に規定する事務	<u>第5条第1項</u>	禁止命令	ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）に規定する事務	<u>第17条第1項</u>	<u>警察本部長又は警察署長への事務の委任</u>
	<u>第5条第2項</u>	<u>禁止命令等に係る聴聞</u>			
	<u>第6条第5項</u>	<u>仮の命令の報告を受けた場合の意見の聴取</u>			
	<u>第6条第6項</u> <u>において</u> <u>準用する行政手続法第19条第1項</u>	<u>意見の聴取の主宰者の指名</u>			
	<u>第6条第6項</u> <u>において</u> <u>準用する行政手続法第20条第6項</u>	<u>意見の聴取の期日における審理の公開及び非公開の決定</u>			

改正前			改正後		
	第6条第6項において準用する行政手続法第25条	意見の聴取の再開の命令			
	第6条第7項	仮の命令が不当でないとするときの禁止命令			
略			略		
別表第2（第3条関係）			別表第2（第3条関係）		
事務の種類	根拠規定	決裁事項	事務の種類	根拠規定	決裁事項
略			略		
佐賀県行政手続条例に規定する事務(公安委員会が行政機関として指導をし、又は行政庁として処分をする権限を有する事務)	略		佐賀県行政手続条例に規定する事務(公安委員会が行政機関として指導をし、又は行政庁として処分をする権限を有する事務)	略	
ストーカー行為等の規制等に関する法律に規定する事務	第4条第5項	警察本部長等からの警告に関する事項の報告の受理			
	第6条第4項	警察本部長等からの仮の命令に関する事項の報告			
	第6条第6項において	意見の聴取調書及び報告書の受理			

改正前			改正後	
	準用する行政手続法第24条第3項			
刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律に規定する事務	略		刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律に規定する事務	略
略			略	

附 則

この規則は、平成29年6月14日から施行する。